

別表(第8条関係)
 体育館使用料金

使用 区分	スポーツで 使用する 者				
		期間の区分	使用料	有効期間	
		1回	100円	1回につき	
		1月	500円	許可日から1月間	
		6月	2,000円	許可日から6月間	
		年間	3,000円	許可日から1年間	
		備考 (1) 11月から4月までの間の使用については、暖房料として3割を加算する。 (2) 高校生以下は、無料とする。 (3) 町民以外の使用料は5割加算とする。			
	スポーツ以 外で使用 する場合	時間	8時～17時	17時～21時	超過料金
		使用場所	1時間当たり	1時間当たり	1時間当たり
		体育館(ステージを 含む)	470円	510円	560円
付属室		210円	230円	250円	
	備考 (1) 1時間未満は、1時間とする。 (2) 暖房を使用するときは、規定の使用料の3割増とする。 (3) 町民以外の使用者は、5割加算とする。 (4) 商品の宣伝、展示、即売及び興行等の営利、営業を目的として使用する場合は、使用料10割増、町外は、20割増とする。				